

公 告

関税法第37条第3項の規定に基づき、大分港大在地区指定保税地域の追加指定について下記のとおり公聴会を開催するので、関税法施行令第31条第1項の規定により公告する。

令和7年12月8日

門司税関長 弓削 州司

1 日 時 令和8年1月9日（金）午前11時から

2 場 所 大分港湾合同庁舎2階第1会議室
(大分県大分市大字海原字地浜916番地5)

3 主宰者 門司税関長

4 事 案 大分港大在地区指定保税地域の追加指定について

5 追加指定をしようとする土地

名 称 大分港大在地区指定保税地域（大分港大在-10m岸壁①、大分港大在-12m岸壁及び荷捌き地（大在公共ふ頭16-G、17-F岸壁荷捌き地））

所 在 地 大分県大分市大字大在1番及び3番1

所 有 者 国土交通省（大分県大分市大字大在1番）
大分県（大分県大分市大字大在3番1）

管 理 者 大分県

面 積 32,827.64平方メートル

区 域 大分県大分市大字大在1番及び3番1のうち、大分港大在公共埠頭最北西端（北緯33度15分10秒、東経131度44分30秒）の地点を起点（A1）とし、同地点から89度59分20秒の方向へ引いた線上72.393メートルの地点（A2）、同地点から156度36分02秒の方向へ引いた線上4.081メートルの地点（A3）、同地点から156度36分29秒の方向へ引いた線上112.251メートルの地点（A4）、同地点から66度02分23秒の方向へ引いた線上28.330メートルの地点（A5）、同地点から111度04分50秒の方向へ引いた線上

7. 262 メートルの地点 (A6)、同地点から 156 度 01 分 09 秒の方向へ引いた線上 120.081 メートルの地点 (A7)、同地点から 204 度 09 分 49 秒の方向へ引いた線上 7.577 メートルの地点 (A8)、同地点から 245 度 49 分 03 秒の方向へ引いた線上 12.264 メートルの地点 (A9)、同地点から 155 度 49 分 49 秒の方向へ引いた線上 24.804 メートルの地点 (A10)、同地点から 65 度 59 分 07 秒の方向へ引いた線上 12.482 メートルの地点 (A11)、同地点から 155 度 59 分 06 秒の方向へ引いた線上 99.973 メートルの地点 (A12)、同地点から 245 度 45 分 39 秒の方向へ引いた線上 24.871 メートルの地点 (A13)、同地点から 155 度 56 分 04 秒の方向へ引いた線上 0.225 メートルの地点 (A14)、同地点から 245 度 54 分 51 秒の方向へ引いた線上 64.029 メートルの地点 (A15)、同地点から 158 度 18 分 16 秒の方向へ引いた線上 38.590 メートルの地点 (A16)、同地点から 246 度 17 分 32 秒の方向へ引いた線上 2.467 メートルの地点 (A17)、同地点から 335 度 58 分 23 秒の方向へ引いた線上 199.590 メートルの地点 (G15)、同地点と起点 (A1) を直線で結んだ線により囲まれた区域 32,827.64 平方メートル

6 追加指定をしようとする建設物

名 称 大分港大在地区指定保税地域（大在外貨上屋）
所 在 地 大分県大分市大字大在 3 番 1
構 造 鉄骨造平屋建て
面 積 2,470.00 平方メートル
所 有 者 大分県
管 理 者 大分県